

## 第9回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和6年3月5日(火)午後1時30分より、第9回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

#### (出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	13番 清水 幹央
14番 寺川 勝之			

#### (欠席委員)

7番 佐原 敏

#### (農地利用最適化推進委員)

村田 昇造      中井 正樹      北村 嘉朗

#### (事務局)

澤田 局長      奥田 次長      清水(囑託)      村田(囑託)      岸本(囑託)

	( 午後 1 時 3 0 分 開会 )
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会に佐原委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数 14 名の内、出席委員は 13 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、水谷推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、会長よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 9 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、山崎委員、井内委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中林委員と中西委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、国道 24 号沿道地区における産業立地関連事業となりますが、ボーリング調査のための一時転用となります。対象農地は 6 筆 8,664 m<sup>2</sup>で、その内、転用面積は 6 か所 54 m<sup>2</sup>、1 か所あたり 9 m<sup>2</sup>となります。一時転用期間は令和 6 年 4 月 30 日までです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中林委員	<p>報告します。去る 2 月 26 日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の安田町 、 、 及び の利用状況につきましては、一部、前回一時転用が出ているところです。砂を置いたりされておりました。</p> <p>番号 2 の安田町 並びに番号 3 の安田町 の利用状況についま</p>

	<p>しては、水稻の刈り取り跡がありました。 以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 番号1の利用状況は不作付地になっていますが、畑ですよね。</p>
局 長	<p>作物が植わっていないので、不作付地と表記しております。</p>
議 長	<p>登記地目は田ですが、昔から畑になっています。地目変更していないんですよね。顛末書は要らないんですか。</p>
局 長	<p>顛末書は不要です。いつでも耕作できるように、草刈り等の保全管理はされています。</p>
議 長	<p>いつでも耕作できるようにと言いますが、田には戻りませんよね。</p>
局 長	<p>登記地目が田であっても、地目変更せずに畑にされているケースはあります。</p>
議 長	<p>たまに巨椋池土地改良区で田畑転換の申出が出てきますが、水利費を減らすためだけのものですか。</p>
次 長	<p>田畑転換届の提出は、土を入れたときに「あの農地で何をしているのか」という問い合わせに対し、田から畑にされるときちゃんと連絡があり違法な開発ではないと、農業委員会が説明できるようにお願いしております。 巨椋池土地改良区の負担金は現況畑の方が現況田よりも安いいため畑に変更したい、畑として農業委員会に証明してほしいとのことで提出されるケースもあります。その場合は農業委員会の証明を土地改良区に提出されることで、畑としての負担金に変更されると聞いています。</p>
議 長	<p>田畑転換届は水利費を減らすためだけのものですよね。当該地はとうの昔に地上げされています。農業委員会に黙ってされているということですよね。</p>
局 長	<p>過去の記録が残っているかは分かりませんが、農業委員会に届出なく畑にされている可能性もあります。</p>

議 長	それは構わないんですか。
局 長	法的には、田畑転換届は不要です。ただ、京都府北部のほうで田畑転換という名目で建設残土を入れて放ったらかしにしておくというような事案が多発しているということで、昨年の6月から京都府下の田畑転換に係る手続きとして、一定の規模を超える場合は一時転用許可申請を求めることになりました。1 mまたは3,000 m <sup>2</sup> 以上の地上げをされる場合等、要件は色々ありますが、いずれかに該当した場合は任意の田畑転換届ではなく、一時転用許可申請が必要になります。今後同じような地上げが出てきた場合は、一時転用許可を得ないと勝手にはできない扱いになっております。
議 長	当該地は昔の経過があります。これまでも作ったり作らなかったりしていましたが、今はもう転用することが分かっているから何も作らないんだろうと思います。本議案はどうしたら良いんですか。
局 長	一時転用許可申請になりますので、農業委員会で意見をまとめて京都府知事に進達する流れになります。
議 長	変わるの分かっていますが、今はまだ農地ですよ。
局 長	はい。
議 長	許可を出すとき、田から変えたら農地法違反ですと言えないんですか。
局 長	今の現況が畑だから登記地目と違う、という点では指導できません。たとえば、許可を得ずに駐車場等に転用されるようなことがあれば、農地法違反として指導することになります。 今回の申請については、ボーリング調査をされるという目的になっております。番号1の地図番号3及び4は、既に送水管を整備するための資材置場として前回の農業委員会で一時転用申請がなされ、許可が出ている箇所になります。今回は目的が異なりますので、改めてボーリング調査で一時転用申請がなされております。
議 長	他にご意見等はございませんか。  異議なしの声

議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、先代が農地法を知らずに昭和32年以前に居宅を、昭和49年に倉庫を整備し、今日まで使用されていたもので、顛末書が提出されています。隣接農地はありません。</p> <p>番号2につきましては、露天駐車場6台分として使用するために、令和5年7月に既に整地をされており、顛末書が提出されています。雨水は自然浸透です。</p> <p>番号3につきましては、露天駐車場54台分を整備するための転用で周囲はブロックで区画し、雨水は西側側溝へと排水されます。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、中間管理事業により令和4年7月29日から令和14年7月28日まで利用権が設定されておりましたが、本年1月17日付で合意解約されたことから、農地法第18条第6項の規定に基づき本委員会に通知があったものです。なお、当該農地につきましては、既に再配分が行われ、機構と氏との間で本年2月9日から令和14年7月28日まで、新たな利用権が設定されております。</p> <p>次に番号2につきましては、中間管理事業により令和2年3月17日から令和12年3月16日まで利用権が設定されておりましたが、本年1月17日付で合意解約されたことから、農地法第18条第6項の規定に基づき本委員会に通知があったものです。なお、当該農地につきましては、既に再配分が行われ、機構と氏との間で本年2月9日から令和12年3月16日まで、新たな利用権が設定されております。</p> <p>次に番号3につきましては、令和2年3月5日から令和12年3月4日まで農地法第3条の規定による賃貸借契約が結ばれていましたが、本年1月31日付で</p>

	<p>合意解約されたことから、農地法第18条第6項の規定に基づき本委員会に通知があったものです。なお、当該農地につきましては、現在、転用手続きについて相談を受けております。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p> <p>議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。</p>
--	---

(午後1時50分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_